

簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成 28 年 11 月 14 日

分任支出負担行為担当官

生物多様性センター長 川越 久史

1. 業務概要

(1) 業 務 名 平成 28 年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容 建築物補修工事の設計を行う業務である。

主な業務内容は下記に示す補修工事の設計を行うものである。

- ・建物鉄部の再塗装
- ・外壁コンクリートのひび割れ
- ・建物外部建具の再塗装
- ・床コンクリートのクラック
- ・室内扉の修繕
- ・室内天井の水漏れ
- ・屋上テラス床コンクリートの打ち直し、防水及び床面勾配の修正
- ・屋根採光ガラス周辺からの水漏れ
- ・屋根庇の腐朽
- ・屋上テラス転落防止柵への雪捨て用扉の追加
- ・ビニル床の浮き
- ・屋根破損
- ・外壁コンクリートのクラック
- ・外壁コンクリートの水漏れ
- ・外構白線の引き直し
- ・アスファルト舗装のし直し
- ・案内板等外構木製工作物の修繕等
- ・外灯の交換
- ・外灯分電盤の移設

(3) 履行期間 契約締結の翌日～平成 29 年 3 月 17 日

(4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

- (5) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 環境省における平成 27・28 年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ③ 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成 13 年環境会第 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札説明書において示す暴力団排除に関する制約事項に誓約できる者であること。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(2) 入札参加者を選定するための基準

指名競争参加業者の指名基準の運用について（平成 19 年 6 月 29 日環境会発第 070629006 号）の基準による。なお、同基準中の技術的適性については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するものうち下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせ

て落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}(=60 \text{ 点})) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記 1)、2)、3) の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- 1) 資格
- 2) 技術力
- 3) 業務実施方針及び手法

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}(=60 \text{ 点})) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 2階 情報システム科

TEL 0555-72-6033 FAX 0555-72-6035

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

環境省生物多様性センターホームページの「調達情報」を選択し、「件名」の下段に入札説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手するものとする。入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付期間：平成28年11月14日(月)～平成28年11月24日(木)までのうち、閉庁日を除く毎日の8時30分～17時15分までとする。

入手方法：環境省生物多様性センターホームページの「調達情報」で入手可能（アドレス：<http://www.biodic.go.jp/chousa/order.html>）

交付場所：4.(1)に同じ

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(1)②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成28年11月25日(金)17時まで

提出場所：紙入札方式による場合は上記（１）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

（５）技術資料の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成 28 年 12 月 5 日(月)17 時まで

提出場所：上記（１）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

（６）入札・開札の日時及び場所

日 時：平成 28 年 12 月 8 日(木)14 時 00 分

場 所：山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 1 階 大会議室

5. その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

（３）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）手続における交渉の有無 無。

（５）契約書作成の要否 要。

（６）関連情報を入手するための照会窓口 上記 4.（１）に同じ。

（７）本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

（８）詳細は入札説明書による。

〔入札説明書〕

総合評価落札方式（標準型・簡易型）

平成 28 年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務 入札説明書

1. 業務の概要

1) 業務内容

本業務は環境省生物多様性センターにおいて計画されている補修工事の設計及び積算を行うものである。

詳細は別添 4 の特記仕様書（案）による。

2) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日から平成29年3月17日（金）

3) 総合評価落札方式適用業務

本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

4) 電子入札システム対象業務

本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難いやむを得ない理由がある場合には、平成28年11月25日（金）17時までに別紙 1 様式 2 の紙入札方式参加承諾書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

以下、本入札説明書において紙入札方式による場合の記述は、全て上記の発注者の承諾を得たことを前提として行われるものである。

5) その他

本業務の契約書（案）、特記仕様書（案）は別添 3 から別添 4 のとおりである。

2. 入札参加者に要求される資格

1) ①に掲げる資格を満たしている単体企業又は、②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①単体企業

(イ) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(ロ) 環境省における平成27・28年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

(ハ) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成13年環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(ニ) 入札説明書において示す暴力団排除に関する制約事項に誓約できる者であること。

(ホ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の

構成員である場合を除く。)

(へ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年11月7日付け環境省大臣官房会計課)に示すところにより設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

- 2) 管理技術者(※1)は一級建築士であること。
- 3) 管理技術者及び主たる分担業務分野(※3)(建築・電気分野)の主任担当技術者(※2)は、参加表明書及び技術資料の提出者の組織に所属していること。
- 4) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。
- 5) 管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- 6) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の手持業務について、携わっている業務(特定後又は入札後未契約の業務を含む。)が原則として10件未満であること。
- 7) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成19年4月以降に同種又は類似業務に携わった実績があること。
- 8) 主たる分担業務分野(建築・電気分野)のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- 9) 建築分野・電気分野において、参加表明書及び技術資料の提出者又は協力事務所が、他の参加表明書及び技術資料の提出者の協力事務所となっていないこと。
- 10) 再委託先である協力事務所が環境省の建設コンサルタント業等一般競争(指名競争)参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。
- 11) 設計共同体の場合は以下を満たしていること。
 - ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
 - ②管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
 - ③一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。
 - ④一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術資料の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合(様式5)に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の

主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建 築	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構 造	建築物の構造に関する設計
電 気	建築物の電気設備に関する設計
機 械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等に関する設計

3. 担当部局

環境省自然環境局生物多様性センター 情報システム科

住所 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1

T E L 0555-72-6033

F A X 0555-72-6035

4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成要領

参加表明書の様式は、別添1（様式1～5、A4判）に示されるとおりとする。

2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(a) 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）

管理技術者（様式2）、記載を求める各主任担当技術者（様式3）について、下記に従い記載する。

① 氏名

技術者の氏名を記載する。

② 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（提出時現在）を記載する。

③ 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載する。

④ 保有資格等

技術者の保有する資格のうち、「7. 入札参加者を選定するための基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入する。

⑤ 平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績

該当する業務実績について、以下の項目を記載する。

- ・発注者（再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。）
- ・受注形態（単独又は共同体のうちどちらかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を（ ）内に記載すること。）
- ・業務概要（同種、類似のうち該当するものに○をつける。また、対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて分担業務分野及び携

わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。）

・施設完成年月

記載する件数は3件とするが、この際同種業務の実績を優先するものとし、同種又は類似業務の実績が3件に満たない場合は実績のある同種又は類似業務のみを記入して後は空欄とする。なお、記載した業務については契約書の写しを提出すること。

「平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績」とは、以下の（い）～（は）全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

（い）平成19年4月以降に完成した施設の設計業務実績

（ろ）本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

（は）以下を満たす施設の設計業務実績

（ア）同種業務の実績における対象施設は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積500㎡以上の建築物に対する建築又は電気設備の新築又は補修又は改修の実施設業務とする。

（イ）類似業務の実績における対象施設は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積500㎡未満の建築物に対する建築又は電気設備の新築又は補修又は改修の実施設業務とする。

⑥ 平成23年4月以降に担当した官公庁発注の業務実績

下記に該当する業務実績について、以下の項目を記載する。

・業務名

・受注形態（単独、共同体、協力事務所のうち該当するものに○をつける。あわせて、共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を（ ）内に記載すること。）

・分担業務分野及び携わった立場

・履行期間

なお、複数の実績がある場合は最新の実績3件を記載すること。

「平成23年4月以降に担当した官公庁発注の業務実績」とは、下記（い）、（ろ）両項目に該当する業務実績をいう。

（い）平成23年4月以降に契約履行が完了した官公庁発注の設計業務のうち、営繕事業に係る業務の実績。なお、「官公庁」とは国又は地方公共団体とする。

（ろ）管理技術者として携わったことのある設計業務実績又は本業務において担当する分担業務分野の主任担当技術者として携わったことのある設計業務実績

・成績評価点の根拠として、業務成績評定通知書等、発注者からの成

績評価点が読み取れる書類を添付すること。

⑦ 手持業務の状況

平成28年11月14日現在における手持ちの設計業務（特定後又は入札後未契約の業務を含む。）について、以下の項目を記載する。

- ・業務名
- ・発注者（再委託を受けている業務の場合、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。）
- ・受注形態（単独又は共同体のうちいずれかに○をつける。共同体の場合は他の構成員を（ ）内に記載すること。）
- ・業務概要（対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて携わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。）
- ・履行期間

(b) 協力事務所の名称等（様式4）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。）

(c) 新たな分担業務分野の追加（様式5）

技術資料の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、下記項目を様式に従い記入すること。

- ① 新たに追加する分担業務分野
- ② 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容
- ③ 分担業務分野を追加する理由
- ④ 主任担当技術者の経験及び能力

(a) の説明に同じ。「平成19年4月以降の当該分野における業務の実績」については、該当する業務のうち、最新のもの3件を記載すること。また、「施設等概要及び担当した分担業務分野の内容」には、当該施設概要及び業務内容を具体的に記載すること。

3) 参加表明書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）は無効とすることがある。

5. 参加表明書の提出方法、提出先、提出期限

- 1) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は6部を持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。）で提出すること。
- 2) 提出先：紙入札方式による場合は3. に同じ
- 3) 提出期限：平成28年11月25日（金）17時まで

6. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- 1) 質問は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、又はFAX（持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること。）によること。なお、文書には回答を受ける担当窓

口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付担当課：3. に同じ。

②質問の受付期間：平成28年11月14日(月) 13時より

平成28年11月25日(金) 17時まで

2) 質問に対する回答は、平成28年11月29日(火)17時までに下記のURLに質問及び回答を掲載する。

<http://www.biodic.go.jp/chousa/order.html>

7. 入札参加者を選定するための基準

1) 参加表明書の評価項目、評価の着目点、評価のウェイトは以下のとおりである。

なお、評価点は、別添2「総合評価落札方式における技術資料評価要領（建築関係建設コンサルタント業務の場合）」に基づいて算出された評価点に下記評価のウェイトを掛けた値とする。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	建築	2
				電気	1
技術力	平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び件数、携わった立場)	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		3
			主任担当技術者	建築 電気	2 1
	平成23年4月以降に担当した官公庁発注業務の成績評価(複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ①75点以上の実績がある ②①、④以外の実績がある。 ③実績が無い(0点) ④65点未満の実績がある。(減点)	管理技術者		2
			主任担当技術者	建築 電気	2 2
経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者		1	
		主任担当技術者	建築 電気	1 1	
合計					18

資格評価表

分担業務分野	評価する資格(番号の順に評価する。)
建築・構造	①一級建築士 ②二級建築士
電気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③二級電気工事施工管理技士

※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

2) 入札参加者の選定数

入札参加者は10者程度を選定する。ただし、同評価の者が10者を越えて存在する場合はこの限りではない。

8. 非指名理由に関する事項

- 1) 入札参加者として指名されなかった者に対しては、指名されなかった旨と、その理由（非指名理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面（非指名通知書）をもって、生物多様性センター長から通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、生物多様性センター長に対して非指名理由について説明を求められることができる。ただし、請求は、書面（様式は自由）を持参または郵送（書留郵便に限る。到着又は着信を確認すること。）によること。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。
- 4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：3.に同じ。
 - ②受付時間：8時30分から17時00分まで。

9. 技術資料の作成及び記載上の留意事項

1) 技術資料作成上の基本事項

技術資料は設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術資料に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本説明書において記載した事項以外の内容を含む技術資料については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 技術資料の作成方法

技術資料の様式は、別添1（様式6～8）に示されるとおりとする。

3) 記入要領及び注意事項

(a)担当技術者の経験及び能力（様式7）

11. 3) 技術評価点を算出するための評価基準において評価対象としている各分野に配置予定の担当技術者について、下記項目を記入する。

- ① 担当する分担業務分野
- ② 所属及び役職
- ③ 氏名
- ④ 生年月日及び年齢（提出時現在）
- ⑤ 保有資格（保有する資格のうち、資格評価表の当該分野でもっとも評価の高いものを一つ記載する。）及び実務経験年数（当該分担業務分野での設計業務の実務経験年数とする。）
- ⑥ 同種又は類似業務の実績（4. 2）(a)の説明に同じ。）

記載にあたっては下記に留意すること。

- ・評価の対象となるのは11. 3) で提示された「評価対象とする各分野の担当技術者数」に記載された人数のみとするので、原則としてこの人数にあわせて記載すること。
- ・配置予定の担当技術者が評価対象とする人数に満たない場合は、配置予定の担当技術者のみを記載し、後は空欄とすること。
- ・配置予定の担当技術者が評価対象とする人数を超える場合に、評価対象人数以上の担当技術者について記載することは差し支えないが、この場合記載された担当技術者のうち、評価の低い者の評価点を採用することとする。
- ・評価対象としていない分野及び提出者において新たな分担業務分野を追加した場合、当該分野の担当技術者の評価は行わないので記載の必要はない。

なお、必要に応じてヒアリング時等に実績の具体的内容を確認することがある。

(b) 業務実施方針及び手法（様式 8）

業務の実施方針、取組体制、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。

(b) の記載にあたっては以下の事項に留意すること。

- (い) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- (ろ) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- (は) 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等（コンピューターグラフィックスによるものを含む。）を使用してはならない。
- (に) 技術資料の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

4) 技術資料の無効

4. 3) に同じ。

5) 既存資料の閲覧

技術資料の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ①資料名 : 自然環境資料館建設工事竣工図
自然環境資料館建設電気設備工事竣工図
自然環境資料館建設外構電気設備工事竣工図
自然環境資料館建設外構工事竣工図
自然環境調査資料館建設舗装工事完成図面
自然環境調査資料館建設機械設備工事・外構機械設備工事竣工図
生物多様性センター電気設備改修その他工事完成図
甲府公共職安増築棟新営その他工事生物多様性センターの部完成図

②閲覧場所：環境省生物多様性センター

③閲覧期間：技術資料の提出期限の前日までの毎日。ただし休日を除く。
9時～17時の間。

10. 技術資料の提出方法、提出先、提出期限

- 1) 提出方法：6部を持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着のこと。）で提出すること。
- 2) 提出先：3. に同じ
- 3) 提出期限：平成28年12月5日（月）17時
- 4) その他：求めている書類、図面等については受理しない。

11. 総合評価に関する事項

1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

2) 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点(=60点))×(1－入札価格／予定価格)

(3) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①～②の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点=(技術評価点の満点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

(4) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①～②により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

3) 技術評価点を算出するための評価基準

技術資料の評価項目、評価の着目点並びに評価のウェイトは以下のとおりである。

なお、評価点は、別添2「総合評価落札方式における技術資料評価要領（建築関係建設コンサルタント業務の場合）」に基づいて算出された評価点に下記評価のウェイトを掛けた値とする。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 ●建築 ①一級建築士、②二級建築士 ●電気 ①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③二級電気工事施工管理技士	主任担当技術者	建築	3
			担当技術者	電気	2
				建築	1
			電気	1	
技術力	平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数（※2） 建築分野：1人 電気分野：1人	過去の実績3件を下記により評価する。同種又は類似業務の実績が無い場合は失格とする。 ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		4
			主任担当技術者	建築	3
			担当技術者	電気	1
				建築	1
			電気	1	
	平成23年4月以降に担当した官公庁発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、評価点の平均）	以下の順で評価する。 ①75点以上の実績がある。 ②①、④以外の実績がある。 ③実績が無い。（0点） ④65点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		3
			主任担当技術者	建築	3
			電気	3	
	経験年数	経験年数を評価する。	管理技術者		2
			主任担当技術者	建築	2
担当技術者			電気	2	
			建築	1	
電気			1		
CPD取得単位の状況	CPD取得単位の状況の評価する。 ①推奨単位を取得している ②推奨単位の半分以上を取得している ③取得単位が推奨単位の半分未満である	管理技術者		2	
		主任担当技術者	建築	2	
		担当技術者	電気	2	
			建築	1	
		電気	1		

業務実施方針 及び手法	業務の理解度及び取 組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる 場合に優位に評価する。	8
	業務の実施方針	業務への取組体制、特に重視する設計上の配慮事項、その他 の業務実施上の配慮事項等について、的確性、実現性等を総 合的に評価する。	10
合計			60

12. ヒアリング

ヒアリングは行わない。

13. 入札及び開札の日時及び場所

1) 締切日時

(1) 電子入札システムによる場合：平成28年12月8日(木) 14時00分

(2) 紙により持参する場合：平成28年12月8日(木) 14時00分

(3) 場所：〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1

環境省生物多様性センター

2) 開札日時

平成28年12月8日(木) 14時00分

14. 入札方法等

1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は入札書を持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。

2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15. 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

16. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会い不要。）においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

17. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別紙1 入札心得において示した条件等入札に関

する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時に指名停止を受けている者、その他の開札の時に2. に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

18. 手続における交渉の有無 無

19. 契約書作成の要否

要。別添3の契約書(案)により契約書を作成するものとする。

20. 支払条件

精算払い

21. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ。

22. その他

1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

2) 2. 1) ①(ロ)に掲げる認定を受けていない単体企業又は2. 1) ②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も参加表明書を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、入札時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

3) 7. 及び11. の同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

4) 本件業務を受注した建設コンサルタント(再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。)及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

環境省入札心得 (工事 総合評価落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。
- (3) 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り

扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長殿と記載）及び「平成 28 年 12 月 8 日開札 [平成 28 年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務] の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式 3 による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 代理人等が委任状を持参しない入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等

の立会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(復) 代理人

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復)代理人の記名押印が必要。
このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 平成 28 年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：平成 28 年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代 表 者 氏 名 印

代 理 人 住 所
(受任者) 所 属 (役 職 名)
氏 名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成28年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名 印

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成 28 年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務の入札に関する一切の件

〔別添1〕

(様式1)

参加表明書

(業務名) 平成28年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務
標記業務について参加表明書を提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

生物多様性センター長

川越 久史 殿

(提出者) 住 所

電話番号

提出者名 (株)〇〇〇〇一級建築士事務所

代表者 役職名 氏 名 印

(作成者) 担当部署

氏 名

F A X

E-mail

- ・提出した参加表明書は、返却を
- ・希望します。
- ・希望しません。

※紙入札方式で提出する場合、どちらかを選択すること。

(様式2)

管理技術者の経歴等

①氏名 ○○ ○○		②生年月日 ○年○月○日 (○ 才)		
③所属・役職 ○○○○設計事務所 ○○○○				
④保有資格等 実務経験年数 (○) 年				
・一級建築士 (登録番号: ○○) (取得年月日: ○年○月○日) ・ () (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)				
⑤平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績				
業務名(PUBDIS登録番号)	発注者(事業主)	受注形態	業務概要	施設完成年月
○○○○○○○建築設計業務 (有 無 コード`0000000000000)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似 事務庁舎、RC-3, ○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
(有 無 コード`)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似 (として従事)	
(有 無 コード`)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似 (として従事)	
⑥平成23年4月以降に担当した官公庁発注の業務実績				
※各業務について、業務成績評定通知書等、発注者からの成績評価点を読み取れる書類を添付すること。				
業務名	受注形態	分担業務分野及び立場	履行期間	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 建築設計業務	・単独・共同体 ・協力事務所 ()	建築分野主任担当技術者	平成○年○月～ 平成○年○月	
	・単独・共同体 ・協力事務所 ()			
	・単独・共同体 ・協力事務所 ()			
	・単独・共同体 ・協力事務所 ()			
	・単独・共同体 ・協力事務所 ()			
⑦手持業務の状況 (平成28年11月14日現在の手持の設計業務)				
合計 () 件				
業務名	発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○○○○○○○ 建築設計業務	()	・単独 ・共同体 ()	事務庁舎、RC-3, ○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
	()	・単独 ・共同体 ()	(として従事)	
	()	・単独 ・共同体 ()	(として従事)	

(様式3-0)

各主任担当技術者の経歴等		担当分野：		
①氏名 ○○ ○○		②生年月日 ○年○月○日 (○ 才)		
③所属・役職 ○○○○設計事務所 ○○○○				
④保有資格等 実務経験年数 (○) 年				
・ () (登録番号：○○) (取得年月日：○年○月○日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日) ・ () (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)				
⑤平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績				
業務名(PUBDIS登録の有無)	発注者(事業主)	受注形態	業務概要	施設完成年月
○○○○○○○建築設計業務 (有無 コード`000000000000)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似 事務庁舎、RC-3, ○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
(有無 コード`)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似 (として従事)	
(有無 コード`)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似 (として従事)	
⑥平成23年4月以降に担当した官公庁発注の業務実績				
※各業務について、業務成績評定通知書等、発注者からの成績評価点を読み取れる書類を添付すること。				
業務名	受注形態	分担業務分野及び立場	履行期間	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 建築設計業務	・単独 ・共同体 ・協力事務所 ()	建築分野主任担当技術者	平成○年○月～ 平成○年○月	
	・単独 ・共同体 ・協力事務所 ()			
	・単独 ・共同体 ・協力事務所 ()			
	・単独 ・共同体 ・協力事務所 ()			
	・単独 ・共同体 ・協力事務所 ()			
⑦手持業務の状況 (平成28年11月14日現在の手持の設計業務)				
合計 () 件				
業務名	発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○○○○○○○ 建築設計業務	()	・単独 ・共同体 ()	事務庁舎、RC-3, ○○㎡ (○○○○○○○として従事)	
	()	・単独 ・共同体 ()	(として従事)	
	()	・単独 ・共同体 ()	(として従事)	

(様式4)

協力事務所の名称等

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

事務所名		代表者名	
所在地			
協力を受ける理由及び具体的内容			
分担業務分野			

(様式5)

新たに分担業務分野を追加する場合の主任担当技術者等

新たに追加する分担業務分野				
新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容				
分担業務分野を追加する理由				
主任担当技術者		①氏名 ○○ ○○		②生年月日 ○年○月○日 (○ 才)
③所属・役職 ○○○○設計事務所 ○○○○				
④保有資格等 実務経験年数 (○) 年				
・ () (登録番号: ○○○○○○) (取得年月日: ○年○月○日)				
・ () (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)				
⑤平成○年○月以降の当該分野における業務の実績				
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者(事業主)	受注形態	施設等概要及び分担業務分野の内容	
○○○○○○○○設計業務 (有 無 コード`0000000000)	()	・単独 ・共同体 () 平成○年○月	事務庁舎、RC-3, ○○㎡ (○○○○○○○○として従事)	
(有 無 コード`) ()	()	・単独 ・共同体 () 平成○年○月	(として従事)	
(有 無 コード`) ()	()	・単独 ・共同体 () 平成○年○月	(として従事)	
⑥手持業務の状況 (平成 年 月 日現在の手持の設計業務)				
				合計 () 件
業務名	発注者(事業主)	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○○○○○○○ 建築設計業務	()	・単独 ・共同体 ()	事務庁舎、RC-3, ○○㎡ (○○○○○○○○として従事)	
	()	・単独 ・共同体 ()	(として従事)	
	()	・単独 ・共同体 ()	(として従事)	

(様式6)

技術資料

(業務名) 平成28年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務
標記業務について技術資料を提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

生物多様性センター長

川越 久史 殿

(提出者) 住 所

電話番号

提出者名 (株)〇〇〇〇一級建築士事務所

代表者 役職名 氏 名 印

(作成者) 担当部署

氏 名

F A X

E-mail

- ・提出した技術資料は、返却を
- ・希望します。
- ・希望しません。

※紙入札方式で提出する場合、どちらかを選択すること。

(様式7)

担当技術者の経歴等

①分担業務分野	建築	②所属	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事務所		
③氏名		④生年月日	〇年〇月〇日 (〇才)		
⑤保有資格等	実務経験年数()年 ・() (登録番号: 〇〇〇〇〇〇) (取得年月日: 〇年〇月〇日)				
⑥平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績					
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者 (事業主)	受注形態	業務概要		施設完成 年月
〇〇〇〇〇〇建築設計業務 (有無 コード000000000000)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似	事務庁舎、RC-3、〇〇㎡ (〇〇〇〇〇〇として従事)	

①分担業務分野	電気	②所属	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事務所		
③氏名		④生年月日	〇年〇月〇日 (〇才)		
⑤保有資格等	実務経験年数()年 ・() (登録番号: 〇〇〇〇〇〇) (取得年月日: 〇年〇月〇日)				
⑥平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績					
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者 (事業主)	受注形態	業務概要		施設完成 年月
〇〇〇〇〇〇建築設計業務 (有無 コード000000000000)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似	事務庁舎、RC-3、〇〇㎡ (〇〇〇〇〇〇として従事)	

①分担業務分野		②所属	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事務所		
③氏名		④生年月日	〇年〇月〇日 (〇才)		
⑤保有資格等	実務経験年数()年 ・() (登録番号: 〇〇〇〇〇〇) (取得年月日: 〇年〇月〇日)				
⑥平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績					
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者 (事業主)	受注形態	業務概要		施設完成 年月
〇〇〇〇〇〇建築設計業務 (有無 コード000000000000)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似	事務庁舎、RC-3、〇〇㎡ (〇〇〇〇〇〇として従事)	

①分担業務分野		②所属	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事務所		
③氏名		④生年月日	〇年〇月〇日 (〇才)		
⑤保有資格等	実務経験年数()年 ・() (登録番号: 〇〇〇〇〇〇) (取得年月日: 〇年〇月〇日)				
⑥平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績					
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者 (事業主)	受注形態	業務概要		施設完成 年月
〇〇〇〇〇〇建築設計業務 (有無 コード000000000000)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似	事務庁舎、RC-3、〇〇㎡ (〇〇〇〇〇〇として従事)	

①分担業務分野		②所属	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事務所		
③氏名		④生年月日	〇年〇月〇日 (〇才)		
⑤保有資格等	実務経験年数()年 ・() (登録番号: 〇〇〇〇〇〇) (取得年月日: 〇年〇月〇日)				
⑥平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績					
業務名 (PUBDIS登録の有無)	発注者 (事業主)	受注形態	業務概要		施設完成 年月
〇〇〇〇〇〇建築設計業務 (有無 コード000000000000)	()	・単独 ・共同体 ()	・同種 ・類似	事務庁舎、RC-3、〇〇㎡ (〇〇〇〇〇〇として従事)	

(様式8)

業務実施方針及び手法

業務の実施方針	※業務への取組体制、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述する。なお、提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

〔別添 2〕

総合評価落札方式における技術資料評価要領（建築関係建設コンサルタント業務の場合）

1. 業務実施上の条件

以下の場合には欠格とする。

- ・管理技術者が一級建築士でない場合。（建築士法第3条に規定されている一級建築士でなければできない設計業務の場合。）また、業務内容に応じて他に資格要件を求めた場合は、当該資格を保有していない場合。
- ・管理技術者及び主たる分担業務分野の主任担当技術者が技術資料の提出者の組織に属していない場合。
- ・管理技術者が1名でない場合。
- ・記載を求めた各主任担当技術者が各1名でない場合。
- ・管理技術者が記載を求めた各主任担当技術者を兼任している場合。また記載を求めた各主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合。
- ・管理技術者、記載を求めた各主任担当技術者（提出者において新たに業務分野を追加した場合、当該分野の主任担当技術者を含む。）の手持の業務量（特定後未契約の業務を含む。）が10件以上の場合。
- ・主たる分担業務分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託することとしている場合。
- ・設定した分担業務分野において、協力事務所が他の応募者の協力事務所となっている場合。
- ・協力事務所が指名停止期間である場合。
- ・その他、設定した条件を満たしていない場合。

2. 技術職員の経験および能力

1) 各項目の評価

(1) 専門分野の技術者資格

下表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
建築 構造	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気	建築設備士	1.0
	技術士	
	一級建築士	0.4
	一級電気工事施工管理技士	

	二級電気工事施工管理技士 その他	0.2
機械	建築設備士 技術士	1.0
	一級建築士	
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2
	その他	

- ・業務内容に応じ、分担業務分野、評価する技術者資格、評価点を追加、削除、変更すること。
- ・なお、海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価点を付すこと。
- ・担当技術者の資格を評価する場合は、上表の評価点を「評価対象とする人数」で割った値を「各担当技術者の評価点」とし（小数第2位までとする。四捨五入。）、これらを加算したものを最終的な「評価点」とする。

(2) 平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績の有無

●管理技術者、各主任担当技術者の場合

過去の実績3件を下記により評価する。同種又は類似業務の実績が無い場合は失格とする。

①同種業務=1.0、類似業務=0.3とする。実績がない場合は欠格とする。

②携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の場合	主任担当技術者の 実績評価の場合
管理技術者又は これに準ずる立場	1.0	1.0(※)
主任担当技術者又は これに準ずる立場	0.3	1.0
担当技術者の立場	0.1	0.3

※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

各実績ごとに①×②を算出し、これを加えたものを件数(=3)で除した値(小数第2位までとする。四捨五入。)を「平成19年4月以降の同種又は類似業務の実績」の評価点とする。実績が2件未満の場合についても、合計を件数(=3)で除すこと。

●各担当技術者の場合

同種業務実績がある=1.0点、類似業務実績がある=0.3点とし、(1)と同様、この点数を評価対象人数で除した値を(小数第2位までとする。四捨五入。)
「各担当技術者の評価点」とし、これらを加算したものを最終的な「評価点」とする。

(3) 平成23年4月以降の官公庁発注業務の成績

過去の官公庁発注業務の業務成績を下記により評価する。ただし、評価対象となるのは、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務に限る。

なお、実績がない場合は加点、減点はしない。

実績の評価点については、担当分野の技術力のみならず、設計チームとして業務を進めていく上での能力も評価することから、担当した分担業務分野に関わらず業務全体の総合成績を評価点の対象として用いることとする。

過去5年の業務実績	評価点
①75点以上の業務実績がある	1.0
②①、④以外の業務実績がある	0.5
③業務実績が無い	0
④65点以下の業務実績がある	-1.0

(4) 経験年数

経験年数の評価は下記による。

管理技術者の場合

経験年数 (年)	評価点
23～	1.00
18～22	0.90
13～17	0.70
～12	0.60

それ以外の場合

経験年数 (年)	評価点
13～	1.00
8～12	0.80
5～7	0.60
～4	0.50

(必要に応じ設定する項目)

評価項目は業務内容に応じて適宜設定しても良いこととするが、この場合追加理由を明確にしておくこと。

(5) CPD

CPDの評価は下記による。

CPD取得単位	評価点
40単位以上	1.0
20単位以上40単位未満	0.7
10単位以上20単位未満	0.3
10単位未満	0.0

(6) 業務実施方針及び手法

提出された技術資料、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する（小数第2位まで（四捨五入）とする。）。

評価の着目点	評価事項	各委員の評価点				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
実施方針の的確性・実現性	業務の取組体制、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、実現性を総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

2) 評価項目の設定にあたっての留意事項

(1) 評価対象とする分担業務分野

業務内容、当該業務に必要なとされる技術力等を勘案して設定すること。

(2) 同種又は類似業務

業務内容を勘案の上、各提出者から提出される実績が極端に少なくなることをないように、適正に設定すること。

(3) 評価対象とする担当技術者

各担当技術者の評価にあたっては、評価対象とする各担当技術職員毎の点数を加算して評価点を算出することとしている。このため対象とする人数の設定にあたっては、業務内容、業務量、必要人日数、契約履行期間等を勘案の上、特定の提出者が有利又は不利に評価されることをないように、適正に設定すること。

(4) 評価のウェイト

業務内容を勘案の上、各提出者の能力を総合的に判断できるよう、適正に設定すること。

(別添4)

平成28年度
生物多様性センター補修工事設計及び積算業務
特記仕様書

(建築編)

平成28年度

環境省自然環境局 生物多様性センター

自然公園等設計業務特記仕様書（建築編）

I 業務概要

1. 業務名称 (平成 28 年度生物多様性センター補修工事設計及び積算業務)

2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 (生物多様性センター)
- (2) 敷地の場所 (山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1)
- (3) 施設用途 (博物館)

平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添二 類型十二第 2 類とする。

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (100,000 m²)
- b. 用途地域及び地区の指定 (指定なし)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 (計画面積) (4,147.09 m²)
- b. 主要構造 (鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階建)
- c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成 19 年 12 月 18 日付け国土交通省営計第 76 号)による、耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構造体 類
- 2) 建築非構造部材 類
- 3) 建築設備 類

(3) 建設の条件

- a. 工事費 (約 64,000 千円 (一年当たり約 10,000 千円))
- b. 建設工期 (平成 29 年度から平成 35 年度)

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・特記仕様書別紙 1 : 要補修箇所一覧
- ・特記仕様書別紙 2 : 要補修箇所写真

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成 21 年 4 月改訂版）」による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
- ・ （社）日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
- ・ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士（環境部門）

3. 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、プロポーザル方式により業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、平成 19 年 4 月以降の同種又は類似業務の実績、平成 23 年 4 月以降に担当した官公庁発注の業務実績及び手持業務の状況
- (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、平成 19 年 4 月以降の同種又は類似業務の実績、平成 23 年 4 月以降に担当した官公庁発注の業務実績及び手持業務の状況
- (3) 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、年齢、保有資格、実務経験、平成 23 年 4 月以降の同種又は類似業務の実績
- (4) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）
- (5) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験・平成 23 年 4 月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

注）「平成 19 年 4 月以降の同種又は類似業務の実績」とは、以下の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実

績として記載できる。

①平成 19 年 4 月以降に完成した施設の設計業務実績

②本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

③以下を満たす施設の設計業務実績

(ア) 同種業務の実績における対象施設は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積 500 m²以上の建築物に対する建築又は電気設備の新築又は補修又は改修の実施設計業務とする。

(イ) 類似業務の実績における対象施設は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積 500 m²未満の建築物に対する建築又は電気設備の新築又は補修又は改修の実施設計業務とする。

4. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合は、技術提案書提案された履行体制により当該業務を履行する。

5. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
 - ・ 建築（意匠）基本設計
 - ・ 建築（構造）基本設計
 - ・ 電気設備基本設計
 - ・ 機械設備基本設計
 - ・ 展示基本設計
 - ・ 外構基本設計
- b. 実施設計
 - 建築（意匠）実施設計
 - ・ 建築（構造）実施設計
 - 電気設備実施設計
 - ・ 機械設備実施設計
 - ・ 展示実施設計
 - 外構実施設計

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 建築積算業務 ()
- 電気設備積算業務 ()

- ・機械設備積算業務 ()
- ・展示積算業務 ()
- ①外構積算業務
 - ・透視図作成〔種類 () 判の大きさ () , 枚数 ()
額の有無 () 及び材質 () 〕
 - ・透視図の写真撮影〔カット枚数 ()
判の大きさ () 及び白黒・カラーの別 () 〕
 - ・模型製作〔縮尺 () , 主要材料 ()
ケースの有無 () 及び材質 () 〕
 - ・模型の写真撮影〔カット枚数 ()
判の大きさ () 及び白黒・カラーの別 () 〕
 - ・計画通知申請手続き業務
 - ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務
(標識看板の作成、設置報告書の届出)
 - ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
 - ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
 - ・コスト構造改善検討中間報告書の作成
基本設計時に、調査職員と協議し、下記事項について取りまとめを行う。
①コスト構造改善対策として有効なものとして採択した事項
②今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項
(営繕事業における共通検討課題を含む。)
 - ②コスト構造改善検討報告書の作成
実施設計時に、調査職員と協議し、下記事項について取りまとめを行う。
①コスト構造改善検討中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討
結果(コスト構造改善提案の最終採否)
②その他、実施設計時にコスト構造改善対策として採択した事項
 - ・リサイクル計画書の作成
設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の
徹底)について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイ
クル計画書として取りまとめを行う。
 - ③概略工事工程表の作成
 - ・営繕事業広報ポスターの作成
 - ④自然公園法等法規制の申請書類、届出書類の作成

6. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 調査職員の指示により「設計説明書」に記入のうえ、調査職員に提出する。
- d. 工事項目は、特記仕様書別紙「要補修箇所一覧」に記載されたとおり。
- e. 設計業務に先立ち、よく現地調査を行った上で工法・資材の検討を行うこと。
- f. コンクリート工事については、屋上床コンクリートの打ち直し、クラック補修、タイルの浮き補修、エフロレンス除去を想定している。クラック補修工事の設計については、クラックの幅及び長さ等を調査の上工法を検討すること。なお、構造の変更は行わない。
- g. 工事費内訳書の書式には Excel ファイルを使用すること。RIBC は使用しない。
- h. CAD データの作成については、調査職員より貸与する竣工図の青焼き図面（見開き A1 サイズ）を元図面として使用することが出来る。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

（記載されているものより最新版が発行されている場合は、最新版を採用すること。）

- a. 共 通 (年 版 等)
 - 官庁施設の基本的性能基準 (平成 18 年 4 月改定版) ・貸与
 - ☆官庁施設の総合耐震計画基準 (平成 19 年 12 月改定版) ・貸与
 - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (平成 8 年 10 月制定版) ・貸与
 - 官庁施設の環境保全性に関する基準 (平成 17 年 4 月制定版) ・貸与
 - 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準 (平成 17 年 7 月制定版) ・貸与
 - 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン (案)

- (平成 14 年 11 月改定版) ・貸与
- 建築設計業務等電子納品要領 (案) (平成 14 年 11 月改定版) ・貸与
- 建築CAD図面作成要領 (案) (平成 14 年 11 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築工事積算基準 (平成 19 年 4 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築工事標準単価積算基準 (平成 19 年 4 月制定版) ・貸与
- ☆公共建築工事共通費積算基準 (平成 15 年 4 月制定版) ・貸与
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
(平成 18 年 4 月制定版) ・貸与
- 官庁施設の防犯に関する基準 (平成 21 年 6 月制定版) ・貸与
- 自然公園等工事積算基準 (自然公園編) (平成 27 年 3 月改定版) ・貸与
- 自然公園等整備工事内訳書標準書式 (自然公園編) (平成 28 年 3 月改定版) ・貸与
- 自然公園等工事単価決定要領 (平成 22 年 4 月改定版) ・貸与
- 自然公園等施設技術指針 (平成 27 年 8 月改定版) ・貸与

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準 (平成 21 年 4 月改定版) ・貸与
- 敷地調査共通仕様書 () ・貸与
- ☆公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (平成 19 年 10 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築改修工事共通仕様書 (建築工事編) (平成 19 年 4 月改定版) ・貸与
- ☆木造建築工事標準仕様書 (平成 17 年 7 月改定版) ・貸与
- 建築物解体工事共通仕様書 (平成 18 年 9 月改定版) ・貸与
- 建築設計基準 (平成 18 年 4 月改定版) ・貸与
- 建築構造設計基準 (平成 16 年 8 月改定版) ・貸与
- 建築工事標準詳細図 (平成 17 年 9 月改定版) ・貸与
- 擁壁設計標準図 () ・貸与
- 構内舗装・排水設計基準 () ・貸与

c. 建築積算

- ☆公共建築工事積算基準 (平成 19 年 2 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築工事標準単価積算基準 (平成 21 年 5 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築数量積算基準 (平成 18 年 4 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (平成 15 年 4 月制定版) ・貸与
- ☆公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (平成 15 年 4 月制定版) ・貸与

d. 設 備

- 建築設備計画基準 (平成 21 年 4 月改定版) ・貸与
- 建築設備設計基準 (平成 21 年 4 月改定版) ・貸与
- 建築設備工事設計図書作成基準 (平成 21 年 4 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成 19 年 10 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (平成 19 年 4 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)
(平成 19 年 4 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成 19 年 10 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (平成 19 年 4 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)
(平成 19 年 4 月改定版) ・貸与
- 排水再利用・雨水再利用システム計画基準 (平成 16 年 8 月改定版) ・貸与
- 建築設備耐震設計・施工指針 (2005 年版) ・貸与
- 建築設備設計計算書作成の手引 (平成 18 年版) ・貸与

e. 設備積算

- ☆公共建築工事標準単価積算基準 (平成 21 年 5 月改定版) ・貸与
- ☆公共建築設備数量積算基準 (平成 18 年 4 月制定版) ・貸与
- ☆公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (平成 15 年 4 月制定版) ・貸与
- ☆公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (平成 15 年 4 月制定版) ・貸与

注) ☆印は官庁営繕関係統一基準を示す。

(4) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用基準等のうち、・貸与に○印の付いたもの ○ 自然環境調査資料館建設工事完成図 ○ 自然環境調査資料館建設電気設備工事竣工図 ○ 自然環境調査資料館建設外構電気設備工事竣工図 ○ 自然環境調査資料館建設機械設備工事・外構機械設備工事竣工図 	<p>※左記貸与資料は全て紙資料のみ。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境調査資料館建設外構工事竣工図 ○自然環境調査資料館建設舗装工事完成図面 ○生物多様性センター電気設備改修その他工事完成図 ○甲府公共職安増築棟新営その他工事生物多様性センターの部完成図 	
--	--

貸与場所（生物多様性センター）

貸与時期（業務開始時）

返却場所（生物多様性センター）

返却時期（業務終了時）

(5) 指定部分の範囲 （ ）

(6) 成果物の提出場所（生物多様性センター）

(7) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(8) 業務実績情報の登録について

請負金額 500 万円以上の業務については、業務完了後 10 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、調査職員の確認を受ける。

7. 成果物及び提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原 図	陽画焼	製本形態	摘 要 (A1 判以外は特記)
a. 建 築 (意匠) ・ 建築 (意匠) 設計図 仕様概要表 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 (各階) 断面図 立面図 (各面) 矩計図 (主要部詳細) ・ 基本設計説明書 ・ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(5) 部 (5) 部 (5) 部	A4 版製本 A4 版製本 A4 版製本	・ C D - R ・ C D - R ・ C D - R
b. 建 築 (構造) ・ 構造計画概要書 (基本構造計画案含む) ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(5) 部 (5) 部 (5) 部	A4 版製本 A4 版製本 A4 版製本	・ C D - R ・ C D - R ・ C D - R
c. 電気設備 ・ 電気設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(5) 部 (5) 部 (5) 部	A4 版製本 A4 版製本 A4 版製本	・ C D - R ・ C D - R ・ C D - R
d. 機械設備 ・ 空気調和設備計画概要書 ・ 給排水衛生設備計画概要書 ・ 昇降機設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	() 部 () 部 () 部 () 部 () 部		

成果物	原 図	陽画焼	製本形態	摘 要 (A1判以外は特記)
e. 展示 ・ 展示計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部	()部 ()部 ()部		
f. その他 ・ 透視図 ・ 模型 ・ コスト縮減検討中間報告書 ・ リサイクル計画書 ・ 設計説明書 ・ () ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(5)部 ()部 (5)部	A4 版製本 A4 版製本	・ CD-R ・ CD-R
g. 資 料 ・ 各種技術資料 ・ 各記録書 ・ () ・ () ・ ()	一式 一式	(5)部 (5)部	A4 版製本 A4 版製本	・ CD-R ・ CD-R

(注) : 建築(構造)の成果物書は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることもできる。

: 電気・機械設備及び展示の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることもできる。

: 建築(意匠)設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。

: 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)(平成14年11月改定版)」、「建築設計業務等電子納品要領(案)(平成14年11月改定版)」及び「建築CAD図面作成要領(案)(平成14年11月改定版)」による。

(2) 実施設計

成果物	原 図	陽画焼	製本形態	摘 要 (A1 判以外は特記)
a. 建築（意匠） ● 建築（意匠）設計図 仕様書 仕様概要表 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 外構図	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● 計画通知図書	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● 中高層建築物の届出書	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● (建具案内図)	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● (建具姿図)	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● (屋根伏図)	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● (屋根詳細図)	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● (外構区分図)	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● (外構計画図)	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● (外構詳細図)	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● (屋外サイン計画図)	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
● (屋外サイン詳細図)	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ C D - R
b. 建築（構造） ● 建築（構造）設計図 伏図	各 1 部	(5)部		・ C D - R

軸組図 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 仕様書 ・ 構造計算書 ・ () ・ ()	各 1 部	()部		
--	-------	------	--	--

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	摘 要 (A1 判以外は特記)
c. 電気設備 ① 電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 避雷設備図 受変電設備図 静止形電源設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 呼出し設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 自動火災報知設備図 中央監視制御設備図	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ CD-R

構内配電線路図 構内通信線路図 ● 電気設備設計計算書 ● 計画通知図書 ● 中高層建築物の届出書 ● (屋外電気設備図) ・ ()	各 1 部	(5) 部	A4 版製本	・ C D - R
	各 1 部	(5) 部	A4 版製本	・ C D - R
	各 1 部	(5) 部	A4 版製本	・ C D - R
	各 1 部	(5) 部	A4 版製本	・ C D - R

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	摘 要 (A1 判以外は特記)
d. 機械設備 ・ 空気調和設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 自動制御設備図 換気設備図 排煙設備図 屋外設備図 ・ 給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 し尿浄化槽設備図 ごみ処理設備図	各 1 部	() 部		
	各 1 部	() 部		

さく井設備図 屋外設備図 ・ 昇降機設備設計図 自動制御設備図 昇降機設備図 搬送機設備図	各 1 部	()部		
--	-------	------	--	--

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	摘 要 (A1 判以外は特記)
d. 機械設備 ・ 空気調和設備設計計算書 ・ 給排水衛生設備設計計算書 ・ 昇降機設備設計計算書 ・ 計画通知図書 ・ 中高層建築物の届出書 ・ () ・ ()		()部 ()部 ()部 ()部 ()部		
e. 展示 ・ 意匠設計図 仕様書 仕様概要表 仕上表 配置図 平面図 (各階) 断面図 立面図 (各面) 矩計図 展開図 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 ・ 展示装置、什器等の詳細図 ・ 情報伝達装置、造形等に関する詳細図 ・ 映像、音響等装置のシナリオの作成 ・ 展示設備電気配線図		()部 ()部 ()部 ()部		

<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示照明設備図 ・ 計画通知図書 ・ () ・ () 		()部		
		()部		

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	摘 要 (A1判以外は特記)
f. 外構				
○ 外構区分図	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ CD-R
○ 外構計画図	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ CD-R
○ 外構詳細図	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ CD-R
○ 屋外サイン計画図	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ CD-R
○ 屋外サイン詳細図	各 1 部	(5)部	A4 版製本	・ CD-R

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	摘 要 (A1判以外は特記)
g. 建築積算				
○ 建築工事積算数量算出書	各 1 部		A4 版製本	・ CD-R
○ 建築工事積算数量調書	各 1 部		A4 版製本	・ CD-R
○ 建築工事費内訳書	各 1 部		A4 版製本	
・ ()				
・ ()				
h. 電気設備積算				
○ 電気設備工事積算数量算出書	各 1 部		A4 版製本	・ CD-R
○ 電気設備工事積算数量調書	各 1 部		A4 版製本	・ CD-R
○ 電気設備工事費内訳書	各 1 部		A4 版製本	・ CD-R
・ ()				
・ ()				
i. 機械設備積算				
・ 機械設備工事積算数量算出書				

<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備工事積算数量調書 ・ 機械設備工事内訳書 ・ () ・ () 				
<p>j. 展示積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示工事積算数量算出書 ・ 展示工事積算数量調書 ・ 展示工事内訳書 ・ () ・ () 				
<p>k. 外構積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 外構工事積算数量算出書 <input checked="" type="radio"/> 外構工事積算数量調書 <input checked="" type="radio"/> 外構工事費内訳書 ・ () 	<ul style="list-style-type: none"> 各 1 部 各 1 部 各 1 部 		<ul style="list-style-type: none"> A4 版製本 A4 版製本 A4 版製本 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CD-R ・ CD-R ・ CD-R

成 果 物	原 図	陽画焼	製本形態	摘 要 (A1 判以外は特記)
<p>1. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 透視図 ・ 模型 ・ 防災計画書 ・ 省エネルギー関係計算書 <input checked="" type="radio"/> コスト構造改善検討報告書 ・ リサイクル計画書 <input checked="" type="radio"/> 設計説明書 <input checked="" type="radio"/> 概略工事工程表 ・ 営繕事業広報ポスター ・ () ・ () 	<ul style="list-style-type: none"> 各 1 部 各 1 部 各 1 部 		<ul style="list-style-type: none"> A4 版製本 A4 版製本 A4 版製本 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CD-R ・ CD-R ・ CD-R
<p>m. 資 料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 各種技術資料 ・ 構造計算データ <input checked="" type="radio"/> 各記録書 	<ul style="list-style-type: none"> 一式 一式 一式 	<ul style="list-style-type: none"> ()部 ()部 ()部 	<ul style="list-style-type: none"> A4 版製本 A4 版製本 A4 版製本 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CD-R ・ CD-R ・ CD-R

・ ()				
・ ()				
・ ()				

(注) : 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)実施設計の成果図書の中に含めることもできる。

: 設計図は、適宜、追加してもよい。

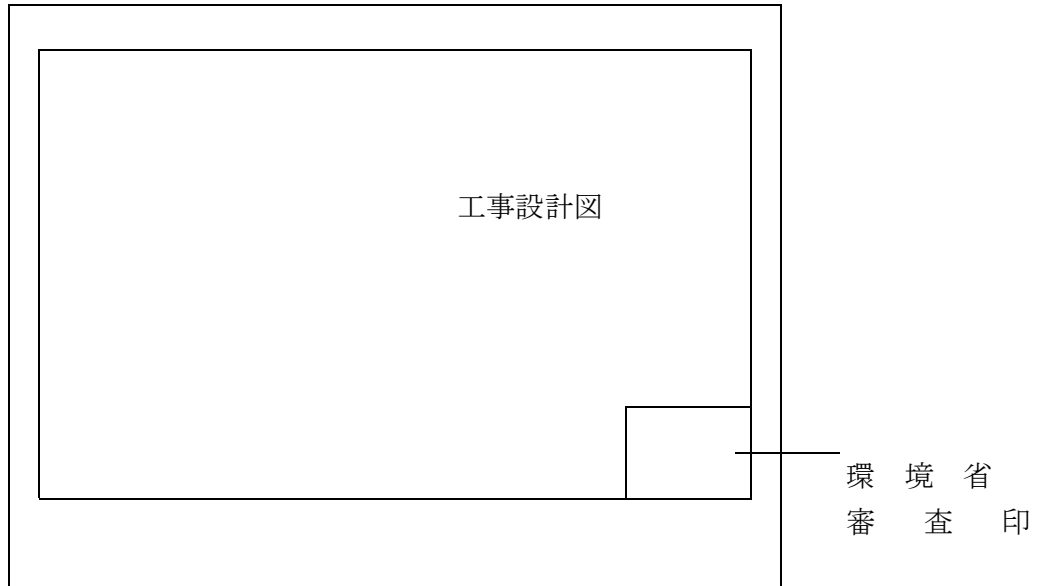
: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。

: 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)(平成14年11月改定版)」、「建築設計業務等電子納品要領(案)(平成14年11月改定版)」及び「建築CAD図面作成要領(案)(平成14年11月改定版)」による。

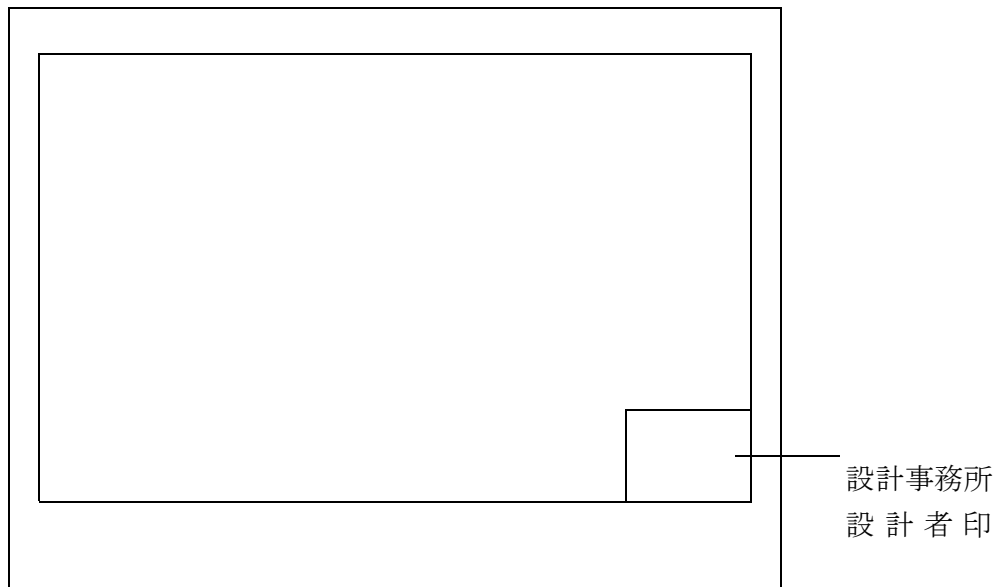
(3) 用紙

- a. 原図の用紙サイズは、JIS Z 8311(製図-製図用紙のサイズ及び図面の様式)によるA1又はA3とする。
- b. 用紙は、長辺を横方向で使用する。
- c. 用紙には、次のとおり輪郭及び表題欄を設ける。

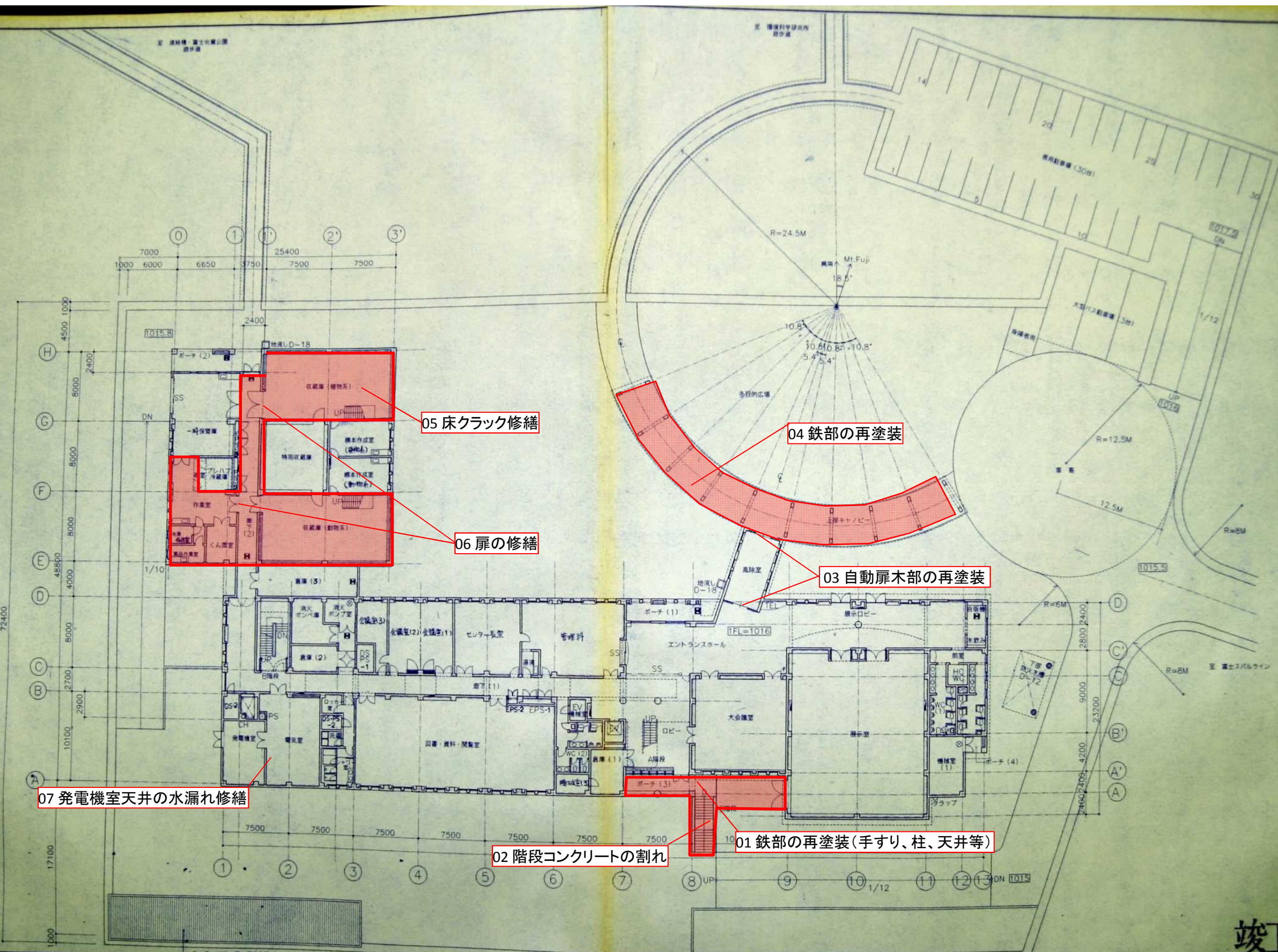
表紙(様式)



設計図(様式)



特記仕様書別紙1：要補修箇所一覧



05 床クラック修繕

06 扉の修繕

04 鉄部の再塗装

03 自動扉木部の再塗装

07 発電機室天井の水漏れ修繕

02 階段コンクリートの割れ

01 鉄部の再塗装(手すり、柱、天井等)

竣工図

岩野本建築事務所
 東京・札幌・名古屋・大阪・九州・東北・横浜

訂正

特記

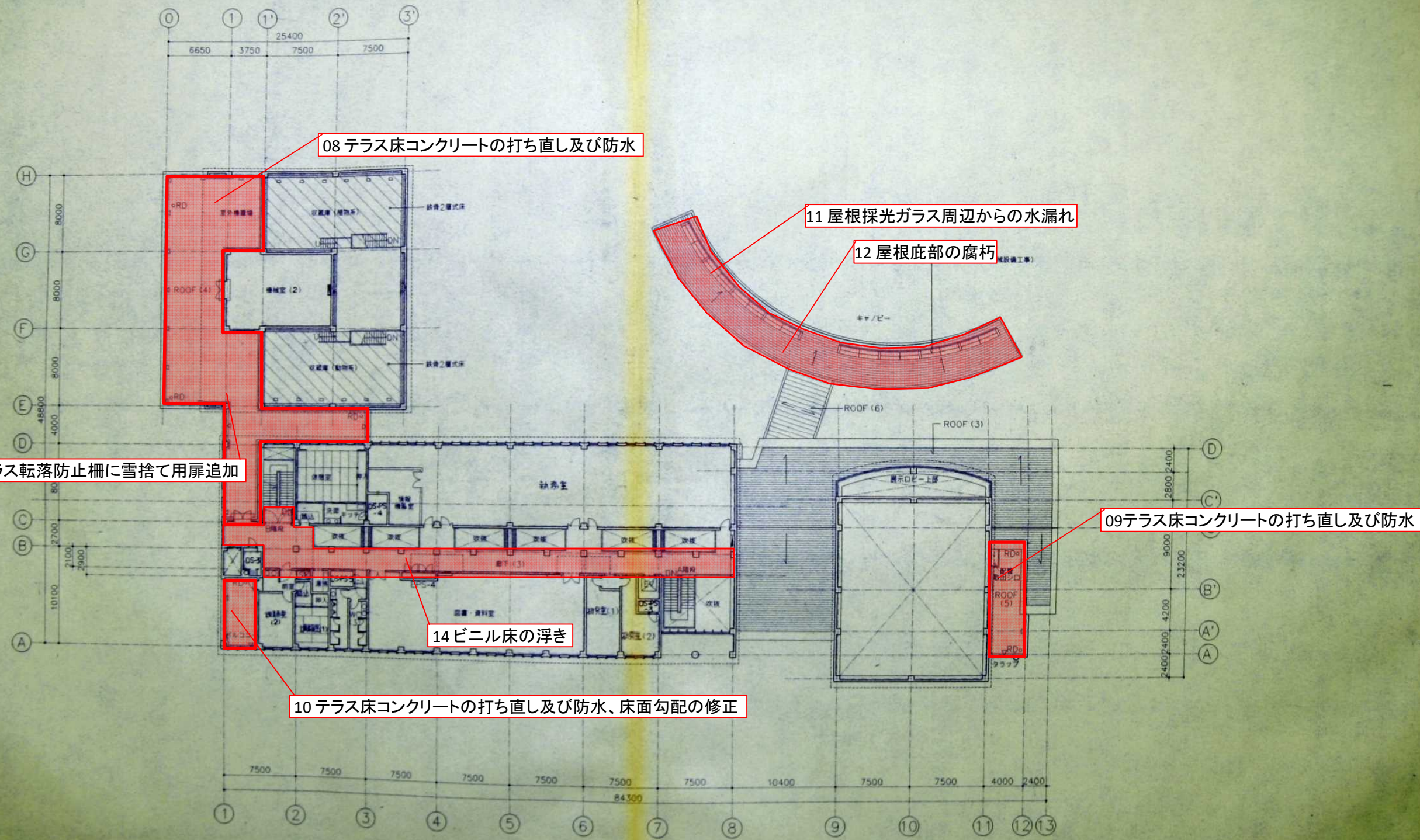
—	RC造
—	コンクリートブロック造

—	屋内消火栓(消火器具) 機械設備工事
⊗	マンホール(600Φ)
■	化粧床出口(600Φ)

竣工図

設計番号	18135
工事名	自然環境調査資料館建設工事
図面番号	電匠 15
巻数	1層平面図

縮尺 1:200



08 テラス床コンクリートの打ち直し及び防水

11 屋根採光ガラス周辺からの水漏れ

12 屋根底部の腐朽


13 テラス転落防止柵に雪捨て用扉追加

09 テラス床コンクリートの打ち直し及び防水


14 ビニル床の浮き

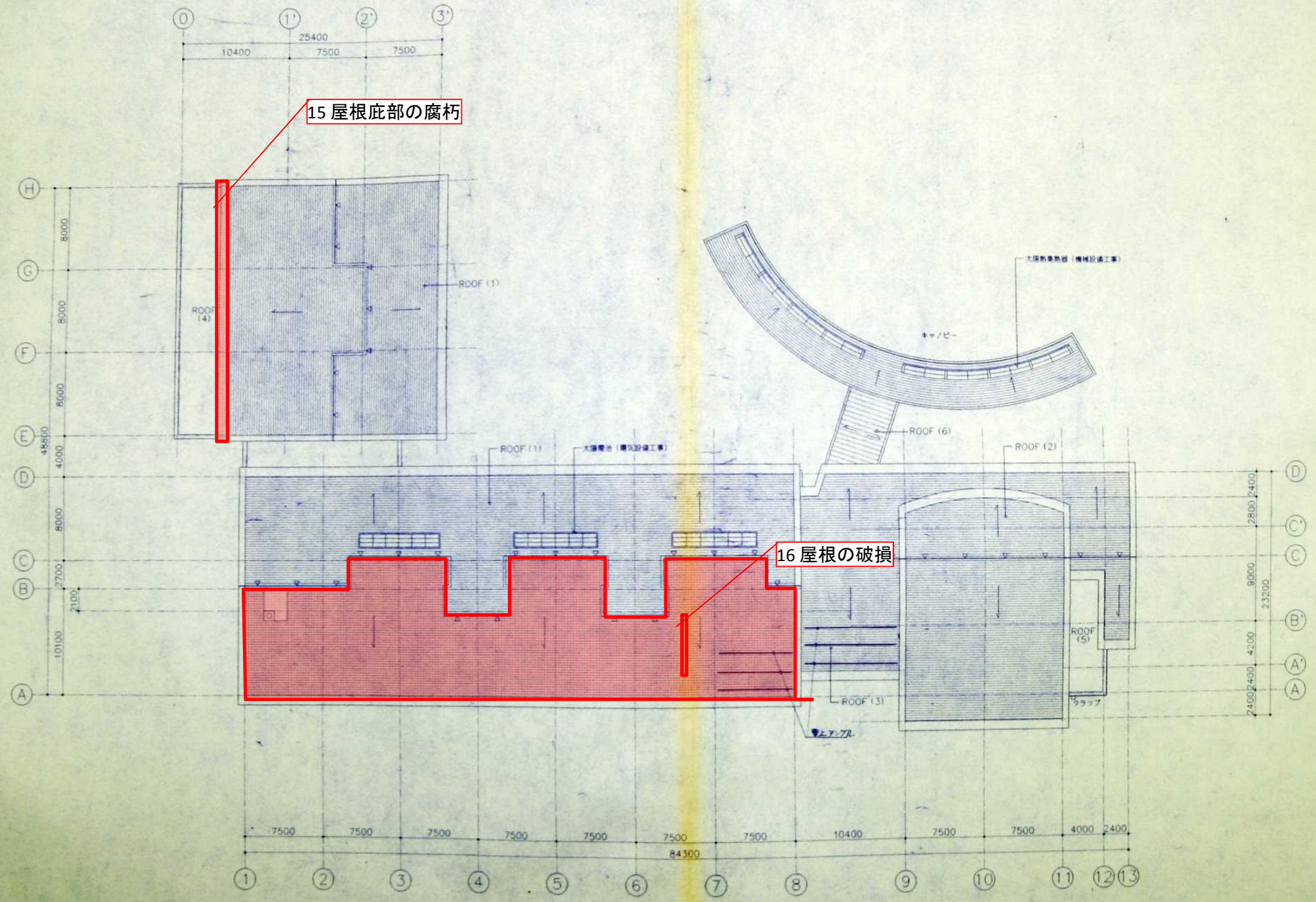
10 テラス床コンクリートの打ち直し及び防水、床面勾配の修正

竣工図



石本建築事務所
 東京・札幌・名古屋・大阪・九州・東北・横浜

1. 完成 2. 完成 3. 完成 4. 完成 5. 完成 6. 完成 7. 完成 8. 完成 9. 完成 10. 完成 11. 完成 12. 完成 13. 完成 14. 完成	1. 完成 2. 完成 3. 完成 4. 完成 5. 完成 6. 完成 7. 完成 8. 完成 9. 完成 10. 完成 11. 完成 12. 完成 13. 完成 14. 完成	1. 完成 2. 完成 3. 完成 4. 完成 5. 完成 6. 完成 7. 完成 8. 完成 9. 完成 10. 完成 11. 完成 12. 完成 13. 完成 14. 完成	1. 完成 2. 完成 3. 完成 4. 完成 5. 完成 6. 完成 7. 完成 8. 完成 9. 完成 10. 完成 11. 完成 12. 完成 13. 完成 14. 完成
---	---	---	---

竣工図 18135 16 	設計番号 18135 16 2階平面図	自然環境調査資料館建設工事 1:200 竣工日	一級建築士 登録番号 33497号 石田 日夫 監理日
---	------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------



竣工図


石本建築事務所
 東京・札幌・名古屋・大阪・九州・東北・横浜

訂正

特記
 △印 丸囲数字は表示

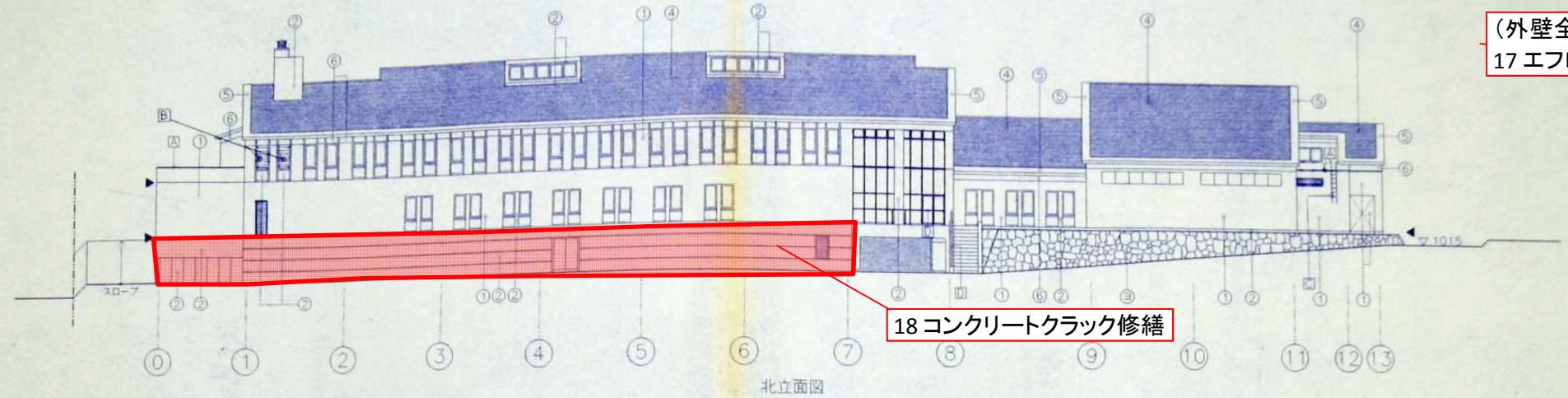
竣工図
 変更・修正・増補

設計番号 18135
 図面番号 巻末 17
 自然環境調査資料館建設工事
 屋根伏図

1:200
 竣工日
 田日

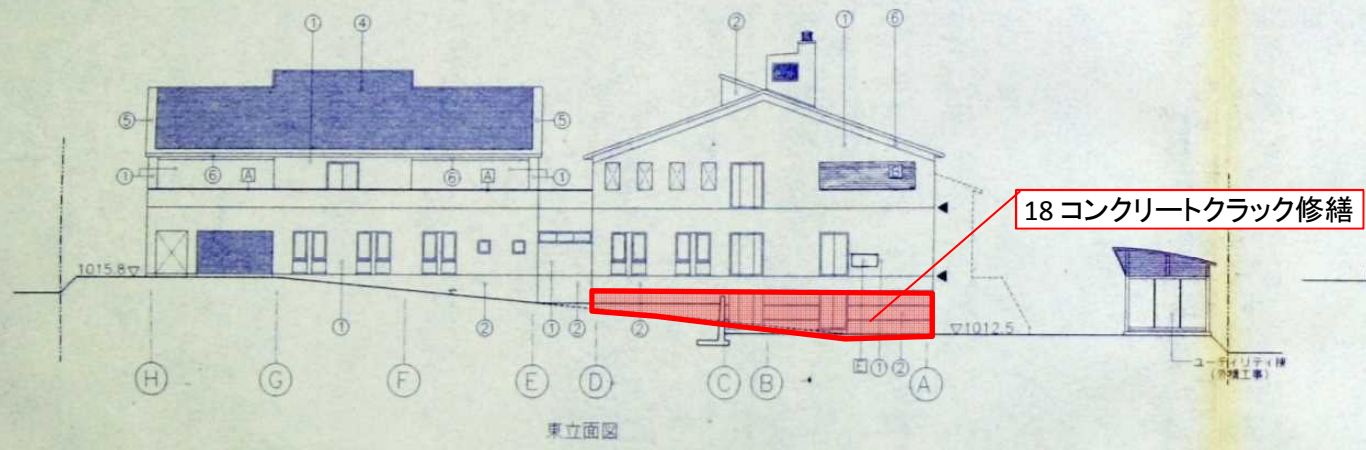
FLOHME FLOHME THE ONE

(外壁全体)
17 エフロレンス除去



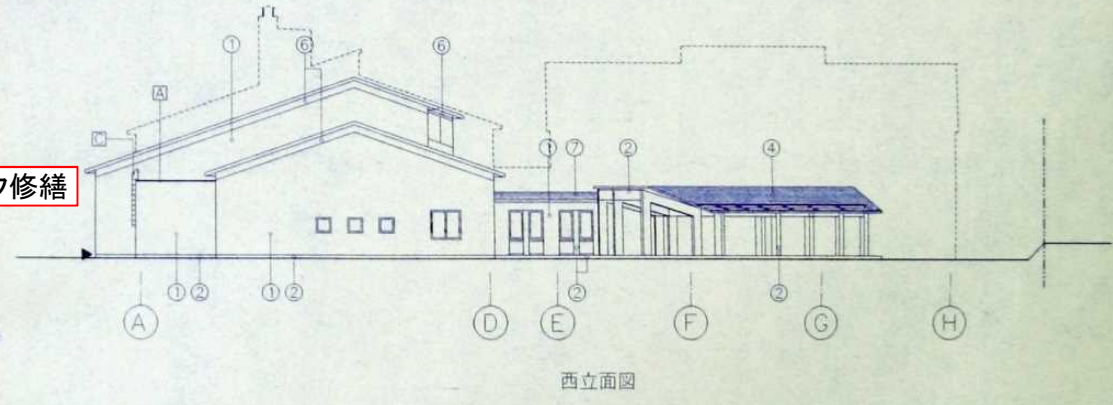
18 コンクリートクラック修繕

北立面図

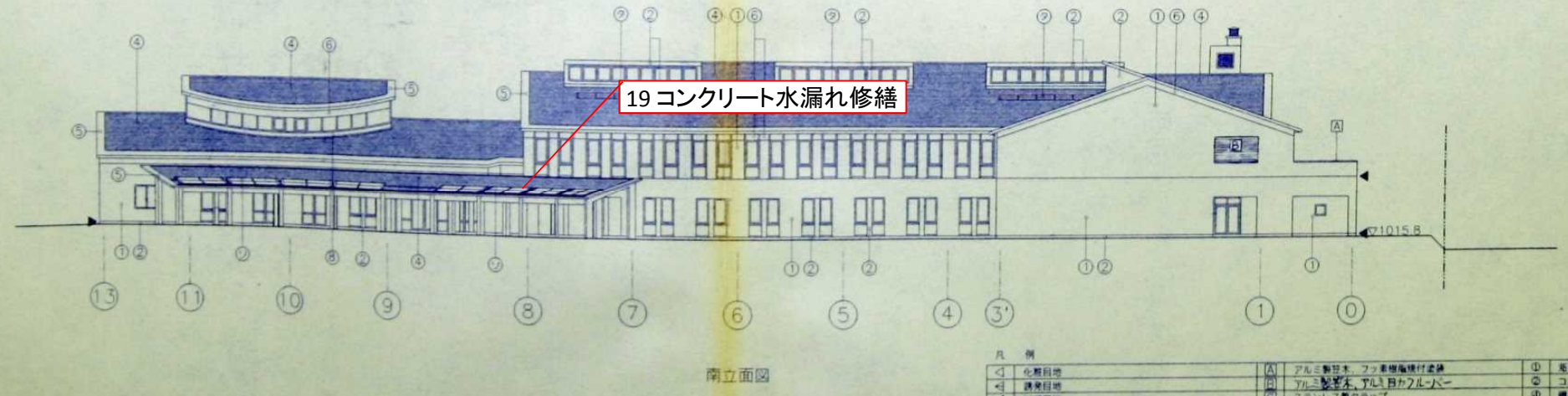


18 コンクリートクラック修繕

東立面図



西立面図



19 コンクリート水漏れ修繕

南立面図

竣工図

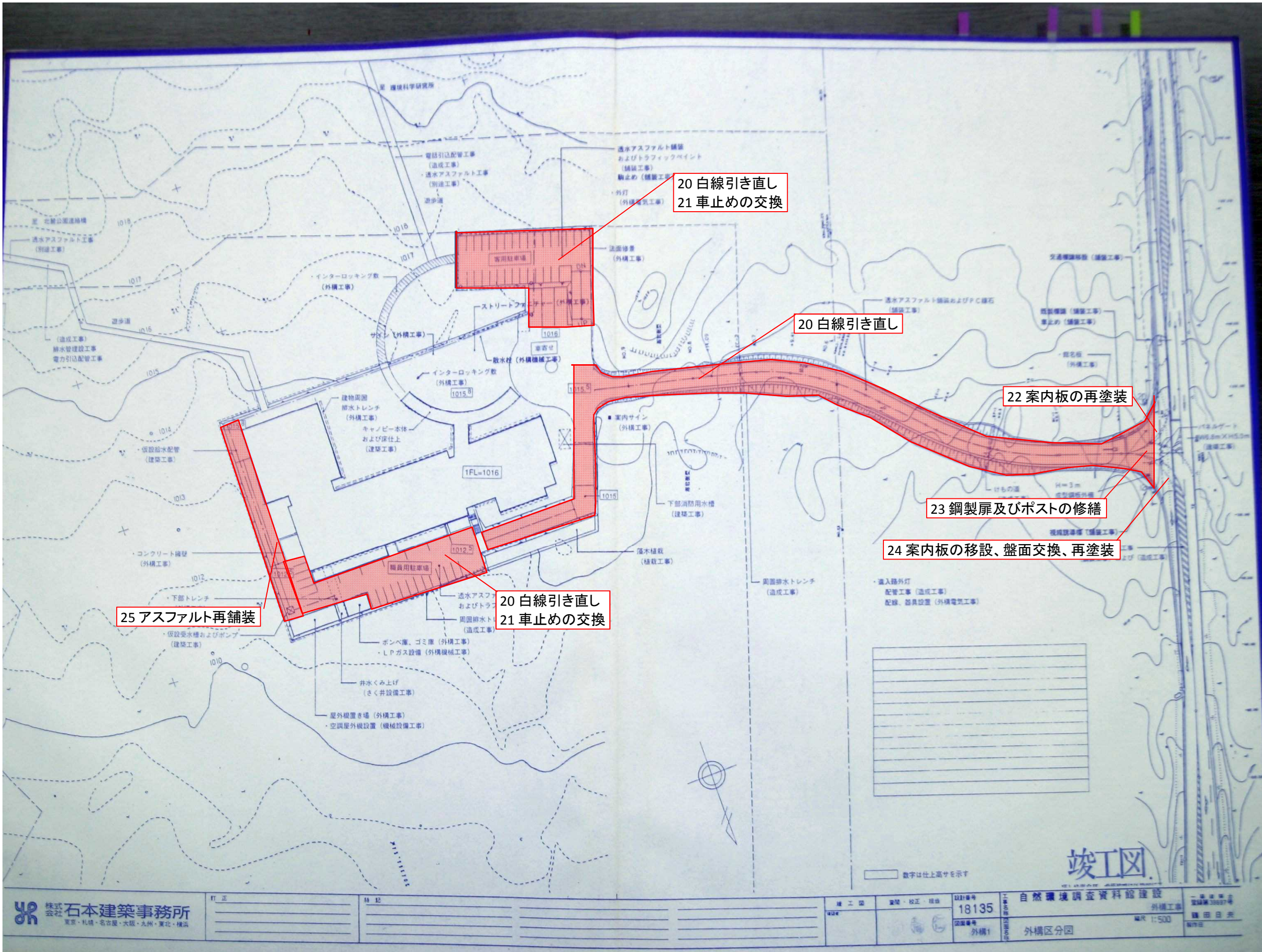
凡 例		
① 化粧目地	⑩ アルミ製サッシ、フッ素樹脂塗付塗装	⑬ 屋根裏100角ワイヤメッシュ
② 透き目地	⑪ アルミ製サッシ、アルミ目カフルボード	⑭ コンクリート打替シ (A種) フッ素樹脂塗料
③ 打替目地	⑫ ステンレス製サッシ	⑮ 鋼板樹脂キチフッ素樹脂塗付塗装
	⑬ ステンレス製手摺	⑯ 鋼内平屋キチフッ素樹脂塗付塗装
	⑭ 建築タクト化粧カバー	⑰ 鋼板 (黒粉) フッ素樹脂塗付塗装
④ 木造骨合 (骨造修繕工事)		⑱ 鋼板キチフッ素樹脂塗付塗装
⑤ 木造骨断絶 (骨造修繕工事)		⑲ アルミバネ目地2.0フッ素樹脂塗付塗装
⑥ 窓断絶 (骨造工事)		

石本建築事務所
東京・札幌・名古屋・大阪・九州・東北・横浜

訂正	特記				

竣工前	変更・修正・追加	設計番号	18135
		図案番号	巻匠 18
		自然環境調査資料館建設工事	
		立断面	

一級建築士
登録第39897号
藤田 日夫
制作日
1:200
FILENAME: FILENAME TIME: TIME



20 白線引き直し
21 車止めの交換

20 白線引き直し

22 案内板の再塗装

23 鋼製扉及びポストの修繕

24 案内板の移設、盤面交換、再塗装

25 アスファルト再舗装

20 白線引き直し
21 車止めの交換

竣工図

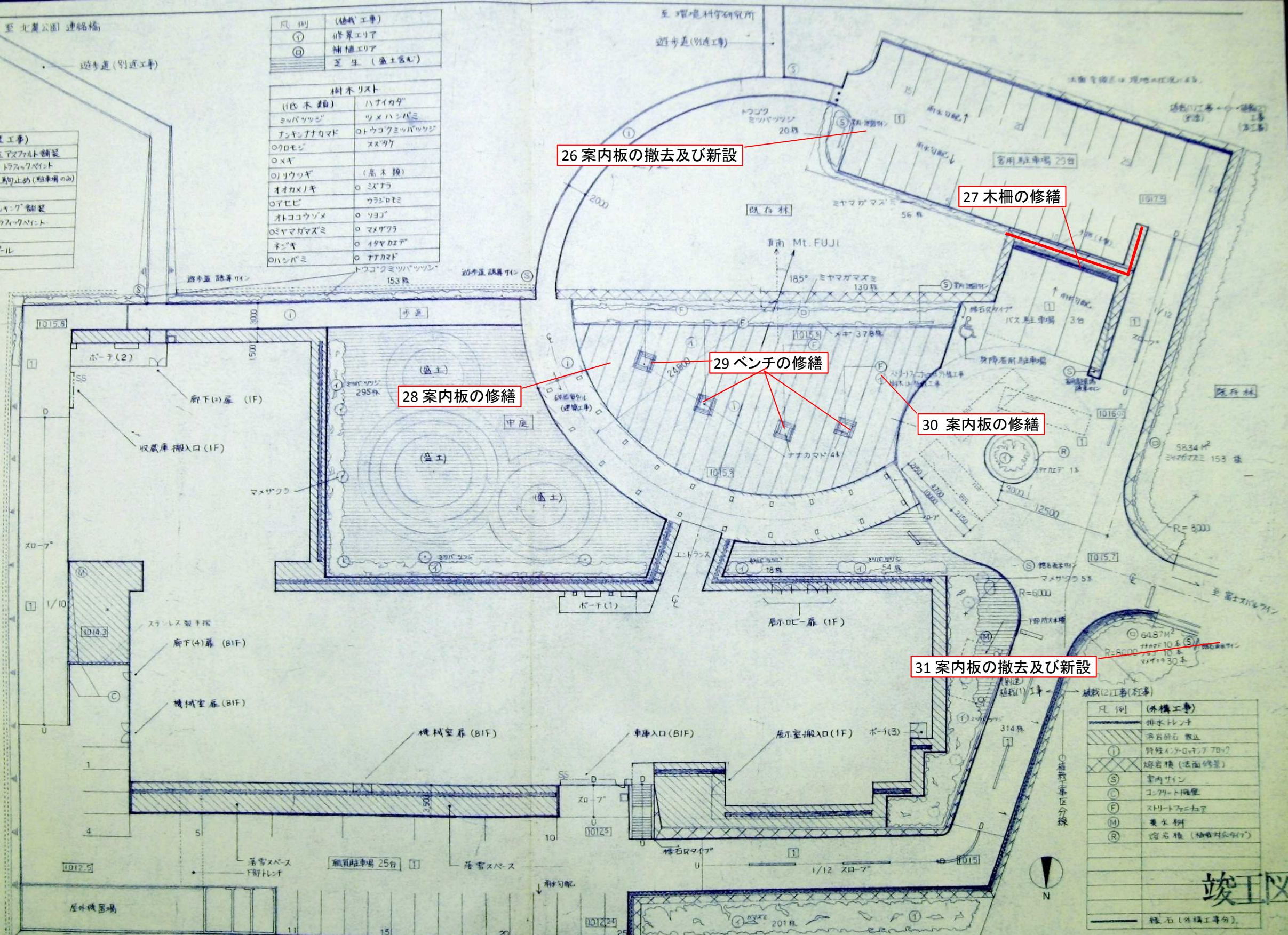
数字は仕上高さを示す

訂正	特記	種工	量	単価	積算	計	備考

凡例	(舗装工事)
①	透水性アスファルト舗装 およびトラスクベント および馬止め(駐車場のみ)
②	インターロッキング舗装 およびトラスクベント
•	車止のポール

凡例	(植栽工事)
①	修景エリア
②	補植エリア
	芝生(盛土含む)

樹木リスト	
(氏木種)	ハナイカダ
ミツバツツジ	ツメハシバミ
ナシクナカマド	トウコクミツバツツジ
オウロモジ	スズク
オメガ	
オリウツギ	(高木種)
オオカメノキ	シナノキ
オアヒビ	ウツロモミ
オトコウツメ	ソヨギ
オシヤマガズミ	マサヅラ
フシギ	イタヤカエデ
オハシバミ	ナカマド
	トウコクミツバツツジ
	153株



26 案内板の撤去及び新設

27 木柵の修繕

28 案内板の修繕

29 ベンチの修繕

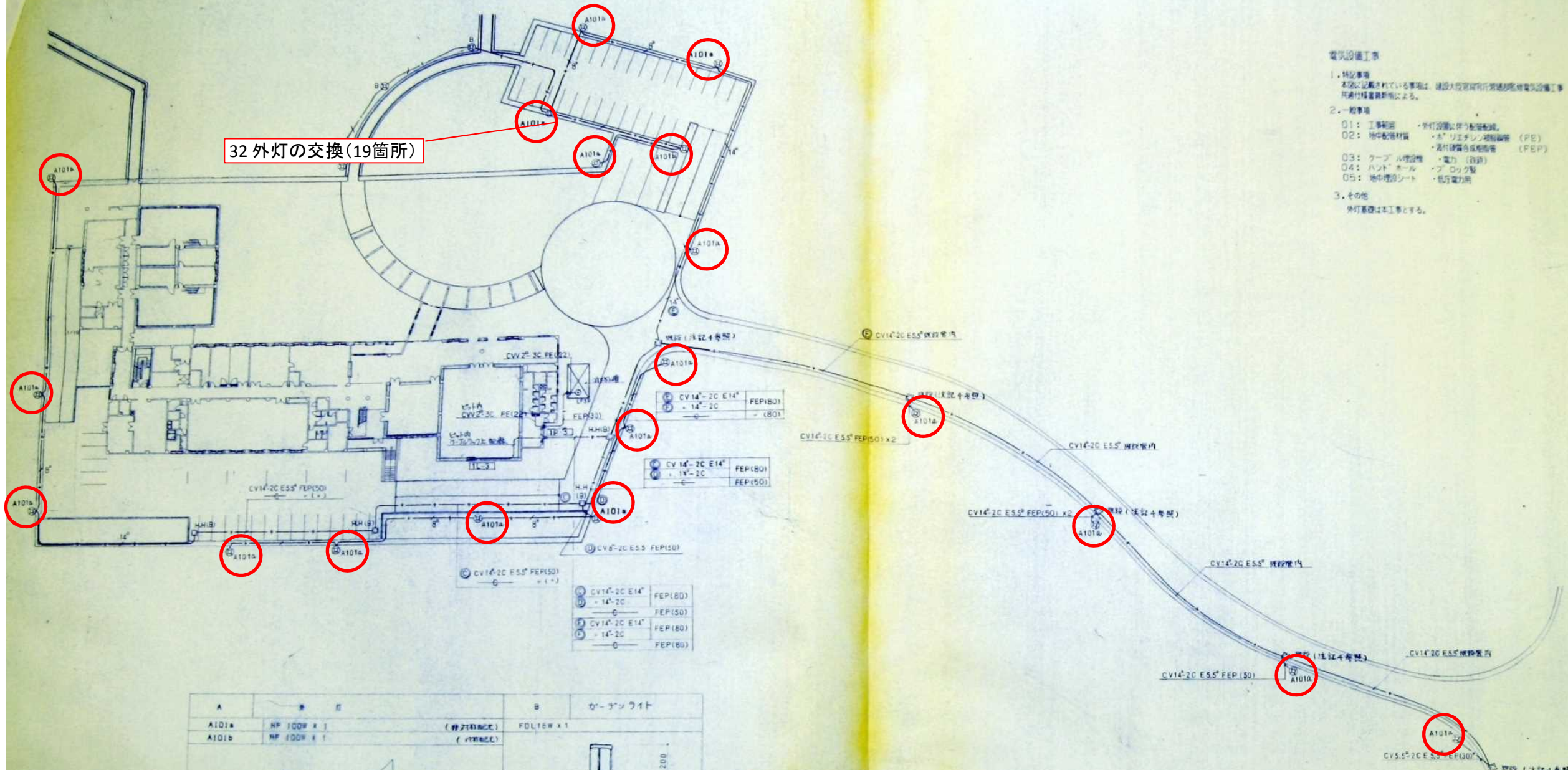
30 案内板の修繕

31 案内板の撤去及び新設

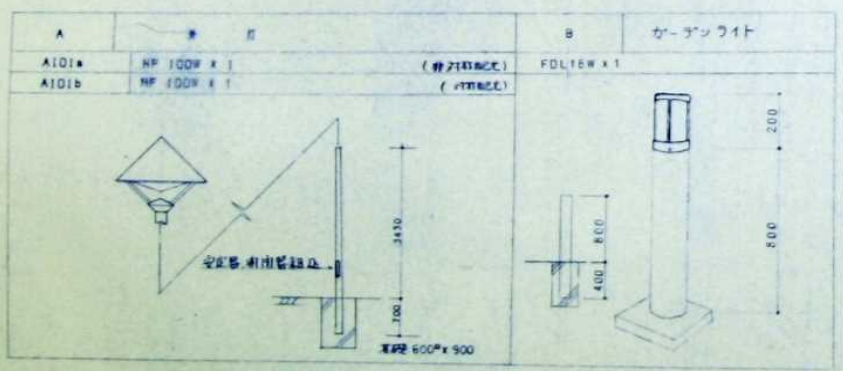
凡例	(外構工事)
	排水トレンチ
	砕石敷止
①	特殊インサレーション70mm
②	砕石積 (法面修繕)
③	案内サイン
④	コンクリート舗装
⑤	ストリートフェニクス
⑥	葉木樹
⑦	常緑樹 (植栽対面)
	砕石 (外構工事用)

竣工

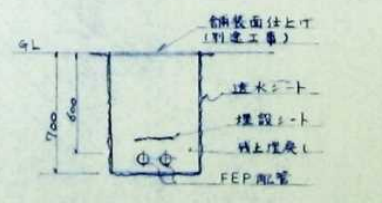
32 外灯の交換(19箇所)



- 電気設備工事
1. 特記事項
本図に記載されている事項は、建設大臣官制所行第288号建築電気設備工事
共通仕様書第10号による。
 2. 一般事項
01: 工事内容 ・外灯設置に伴う配管配線、
02: 材料設備材料 ・PVC樹脂埋設管 (PE)
・高圧埋設管 (FEP)
03: ケーブル埋設管 ・電力 (両用)
04: ハンド・ホール ・フック型
05: 埋設管シート ・私圧電力用
 3. その他
外灯設置は本工事とする。

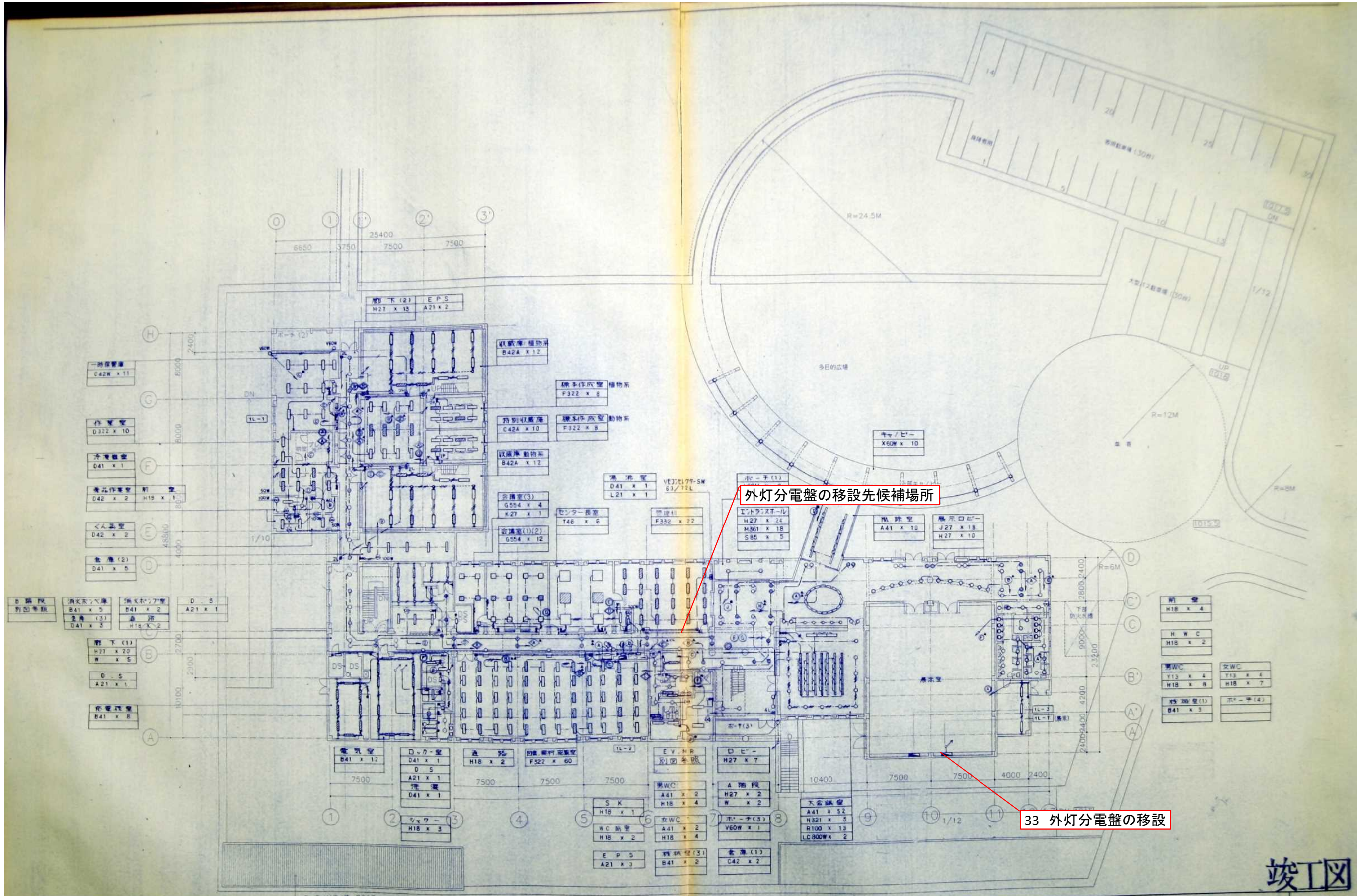


- (注記)
1. 図中特記なき配管配線は、下記による。
 — CV5⁵-2C E5.5⁵ FEP(30) (地中 6L-6mm)
 — CV6⁵-2C E5.5⁵ FEP(50) (地中)
 — CV14²-2C E5.5⁵ FEP(50) (地中)
 2. ハンドホールは、下記による。
 H.H(A) H1-9 600x600x900 中継電線管付
 H.H(B) H1-9 600x600x900 変圧電線管付
 3. 屋外照明は埋設管埋設は埋設管埋設 (IP-30)に適合するものを使用する。
(高圧電力用)
 4. ハンドホールの蓋 (変圧電線管) の取り付け工事は本工事とは。



屋外面管理設参考図

竣工図



外灯分電盤の移設先候補場所

33 外灯分電盤の移設

竣工図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----

エレベーターホール (1)	エレベーターホール (2)	エレベーターホール (3)	エレベーターホール (4)	エレベーターホール (5)	エレベーターホール (6)	エレベーターホール (7)	エレベーターホール (8)	エレベーターホール (9)	エレベーターホール (10)	エレベーターホール (11)	エレベーターホール (12)	エレベーターホール (13)	エレベーターホール (14)	エレベーターホール (15)	エレベーターホール (16)	エレベーターホール (17)	エレベーターホール (18)	エレベーターホール (19)	エレベーターホール (20)	エレベーターホール (21)	エレベーターホール (22)	エレベーターホール (23)	エレベーターホール (24)	エレベーターホール (25)	エレベーターホール (26)	エレベーターホール (27)	エレベーターホール (28)	エレベーターホール (29)	エレベーターホール (30)	エレベーターホール (31)	エレベーターホール (32)	エレベーターホール (33)	エレベーターホール (34)	エレベーターホール (35)	エレベーターホール (36)	エレベーターホール (37)	エレベーターホール (38)	エレベーターホール (39)	エレベーターホール (40)	エレベーターホール (41)	エレベーターホール (42)	エレベーターホール (43)	エレベーターホール (44)	エレベーターホール (45)	エレベーターホール (46)	エレベーターホール (47)	エレベーターホール (48)	エレベーターホール (49)	エレベーターホール (50)
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

特記仕様書別紙2：要補修箇所写真

01 鉄部の再塗装①（職員入口階段屋根裏側）



01 鉄部の再塗装②（職員入口階段屋根踊り場裏側）



01 鉄部の再塗装③（手すり）



02 階段コンクリートの割れ



03 自動扉木部の再塗装



04 鉄部の再塗装



05 床クラック修繕



06 扉の修繕



07 発電機室天井の水漏れ修繕



08 テラス床コンクリートの打ち直し及び防水



09 テラス床コンクリートの打ち直し及び防水



10 テラス床コンクリートの打ち直し及び防水、床面勾配の修正



11 屋根採光ガラス周辺からの水漏れ



12 屋根庇部の腐朽



13 テラス転落防止柵に雪捨て用扉追加



14 ビニル床の浮き



15 屋根底部の腐朽



16 屋根の破損



17 エフロレンス除去



18 コンクリートクラック修繕



19 コンクリート水漏れ修繕



20 白線引き直し



21 車止めの交換



22 案内板の再塗装



23 鋼製扉及びポストの修繕



24 案内板の移設、盤面交換、再塗装



25 アスファルト再舗装



26 案内板の撤去及び新設



27 木柵の修繕



28 案内板の修繕



29 ベンチの修繕



30 案内板の修繕



31 案内板の撤去及び新設



32 外灯の交換（19箇所）



33 外灯分電盤の移設

